

## 高砂市子ども GPS 見守り支援事業サービス提供事業者登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、高砂市子ども GPS 見守り支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、事業を適正かつ円滑に実施するため、I o T 端末を活用した見守りサービス(以下「見守りサービス」という。)を提供する事業者(以下「事業者」という。)の登録について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

### (事業者の登録)

第3条 事業者の登録は、事業者の申請に基づき、提供する見守りサービスごとに行うものとする。

2 前項に規定する登録を受けようとする事業者は、見守りサービス提供事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、高砂市(以下「市」という。)に提出しなければならない。

- (1) 見守りサービス提供調書(様式第2号)
- (2) 登記事項証明書
- (3) 定款の写し
- (4) その他登録に関し、市長が必要と認める書類

3 市は、前項の申請があった場合において、別表に定める要件を全て満たすかを審査し、適当と認める場合には、第1項の登録を行い、見守りサービス提供事業者登録台帳に登録し、適当と認められない場合には、登録しないものとする。

### (登録の通知)

第4条 市は、前条の規定により登録をしたときは、登録をした事業者(以下「登録事業者」という。)に見守りサービス提供事業者登録通知書(様式第3号)により通知し、登録をしないときは、理由を付して見守りサービス提供事業者登録不承認通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

### (登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録の決定をした日の属する年度の3月31日までとする。

### (登録の更新)

第6条 有効期間満了の1か月前までに登録事業者から登録の抹消をする旨の意思表示が

行われなるときは、有効期間満了の日の翌日においてさらに1年間登録を更新するものとする。

(登録事業者に係る情報提供)

第7条 市は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げる事項を市民に提供できるものとする。

- (1) 事業所の名称、所在地及び連絡先
- (2) 取り扱う見守りサービスの内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

(変更登録)

第8条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたときは、見守りサービス提供事業者変更登録申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市へ提出しなければならない。

- (1) 見守りサービス提供調書(様式第2号)
  - (2) その他変更登録に関し、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により変更登録をしたときは、変更登録をした事業者に見守りサービス提供事業者変更登録通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(事業の休止・廃止・再開)

第9条 登録事業者は、当該事業を廃止するとき、休止するとき又は再開するときは、見守りサービス提供事業者事業(廃止・休止)届出書(様式第6号)により、速やかに市へ届け出なければならない。

(報告等)

第10条 市は、見守りサービスの提供に関して、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は職員をして関係者に対し、質問をさせることができる。

- 2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(確約事項)

第11条 登録事業者は、暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有するもの(以下「暴力団関係企業等」という。)でないことを確約する。

(登録の取消し)

第12条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。この場合において、登録事業者は、市に対して登録の取消しによって生じた損害を請求することはできない。

- (1) 補助金の請求に関し、不正があったとき。
- (2) 事業者が不正の手段により、第3条の登録を受けたとき。
- (3) 見守りサービスの提供を行う者又はこれらを使用する者が、前条の規定による報告等に応じず、又は虚偽の報告等をしたとき。
- (4) 事業者が暴力団関係企業等であることが認められたとき。
- (5) その他市長が登録を継続することが不適と認めるとき。

2 前項の規定により登録を取り消すときは、市は登録を取り消す事業者に見守りサービス提供事業者登録取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(登録事業者の義務)

第13条 登録事業者は、見守りサービスの提供にあたり、別表に定める内容を行わなければならない。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（事業者の登録要件）

| 項目                   | 内容  |
|----------------------|---|
| 提供する見守りサービスの内容       | 測位衛星による位置情報取得が可能な I o T 端末を利用し、利用者が対象児童の位置情報をスマートフォンで確認できるサービスを提供すること。        |
| 見守り端末の提供形態           | 見守り端末は申込者が購入するものであること。  |
| 見守りサービスの実施期間         | 利用者が見守りサービスを開始した日から 3 年間継続して見守りサービスを行うこと。                                     |
| 継続利用の同意              | 見守りサービスを 1 年間利用することについて、申込者の同意を得ること。  |
| 個人情報の市への提供の同意        | 補助金交付の決定及び確定の審査に必要となる要綱第 7 条、第 1 0 条及び第 1 1 条に基づく情報を市へ提供することについて、申込者の同意を得ること。 |
| 補助金交付の決定及び確定に必要な情報提供 | 要綱第 7 条、第 1 0 条及び第 1 1 条に基づく電子データを CSV 形式で市へ提供すること。                           |
| アンケートの実施             | 利用者へ定期的に見守りサービスに関するアンケートを行い、結果を市へ報告すること。                                      |
| 契約状況の報告              | 市の求めに対し、登録事業者と利用者との見守りサービス契約状況を報告すること。  |
| 市への情報提供に関する費用        | 市への情報提供に関する費用は無償とすること。  |